

<注記／一般会計等>

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時においては有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。開始後は原則として取得原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

②出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。この「著しく低下したとき」は、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 6年～60年

イ 工作物 5年～80年

ウ 物品 4年～90年

②無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法（該当なし）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

②賞与引当金

翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当、法定福利費相当額の見込額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入次以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち篠山市へ按分される額を加算した額を控除した額とします。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。（該当なし）

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3カ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払も含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品およびソフトウェアの計上基準

取得価額が原則50万円以上の場合に資産として計上しています。ただし、美術品に関しては300万円以上のものを対象としています。

②資本的支出と修繕費の区分基準は、原則、法人税法基本通達第7章第8節によります。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

会計方針は、平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

(2) 表示方法の変更

「総務省方式改定モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更しています。

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直説法）から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法（間接法）に変更しました。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

参考として、歳計外現金を加えた現金預金残高を掲載しています。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当はありません。

(4) 重大な災害等の発生

平成29年8月に発生した豪雨、同9月17日の台風18号、同10月21日～22日の台風21号により発生した被害の復旧等に係る費用について、臨時損失として約2千4百万円計上しています。

(5) その他重要な後発事象

該当はありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

該当はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当はありません。

(3) その他主要な偶発債務

該当はありません。

5. 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

住宅資金特別会計

一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異はありません。

(2) 地方自治法第235条5の規定により、出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満の金額で四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（普通会計）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3年平均)	将来負担比率
-	-	19.2	191.0

(5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当はありません。

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費 一般会計	646.1百万円

事故繰越等他の事由による繰越や住宅会計の繰越事業は該当ありません。

(7) 基準変更による影響額等

総務省方式改定モデルに基づく平成27年度貸借対象表における「有形固定資産」及び「売却可能資産」100,632百万円は、有形固定資産の評価基準の変更等により32,395百万円減少し、「有形固定資産」68,237百万円としています。

また、開始試算に係る取得価額が不明な市道の資産は、昭和54年度取得として評価しています。

(8) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産としている「建物」24百万円、「土地」73百万円となっており、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき、固定資産台帳上は再評価を行わないこととしています。

なお、翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していたものを用途廃止して売却する場合は売却可能資産に該当します。

(9) 当該各有形固定資産の科目別減価償却累計額

事業用資産／建物	： 30,259百万円
事業用資産／工作物	： 463百万円
事業用資産／船舶	： 0円
事業用資産／浮標等	： 0円
事業用資産／航空機	： 0円
事業用資産／その他	： 0円
インフラ資産／建物	： 42百万円
インフラ資産／工作物	： 15,362百万円
インフラ資産／その他	： 0円
物品	： 2,027百万円

(10) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金の積立不足額はありません。

(11) 基金借入金（繰替運用）の内容

基金	： 地域振興基金
期間	： 平成29年3月21日～平成29年3月24日（4日間）
金額	： 6億円
利率	： 0.01%（657円）

(12) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

2,608百万円（公債費1,843百万円＋臨財債振替額764百万円）

(13) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

普通会計の将来負担額	57,683 百万円
[内訳] 普通会計地方債残高	20,669 百万円
債務負担行為支出予定額	16 百万円
公営事業地方債負担見込額	32,434 百万円
一部事務組合等地方債負担見込額	0 百万円
退職手当負担見込額	4,564 百万円
第三セクター等債務負担見込額	0 百万円
連結実質赤字額	0 百万円
一部事務組合等実質赤字負担額	0 百万円
基金等将来負担軽減資産	37,329 百万円
[内訳] 地方債償還額等充当基金残高	4,968 百万円
地方債償還額等充当歳入見込額	640 百万円
地方債償還額等充当交付税見込額	31,722 百万円
(差引) 普通会計が将来負担すべき実質的な負債	20,354 百万円

(14) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当はありません。

(15) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(16) 基礎的財政収支

収入総額(A)	23,426 百万円
地方債発行額(B)	1,424 百万円
財政調整基金等取り崩し額(C)	1,427 百万円
支出総額(D)	22,772 百万円
地方債元利償還金(E)	3,478 百万円
財政調整基金等積立額(F)	838 百万円
基礎的財政収支(A-B-C-D+E+F)	2,119 百万円

(17) 既存の決算情報との関連性（上記で示した「②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）

地方自治法第233条の規定に基づく決算情報との関連性について：ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

(18) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,956 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	302 百万円
減価償却費	△ 2,235 百万円
徴収不能引当金の増減額	4 百万円
賞与引当金の増減額	0 百万円
退職手当引当金の増減額	△399,150 百万円
未収金の増減額	0 百万円
その他の資産・負債の増減額	895 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	923 百万円

(19) 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は2,000百万円です。公営企業会計への繰出を含んでいます。

(20) 重要な非資金取引

該当はありません。